

令和7年度

保育園・認定こども園 入園のしおり

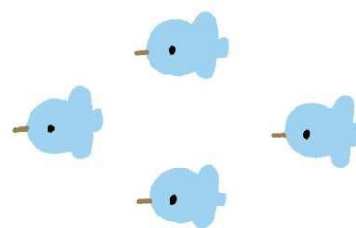


提出書類は受理後、コピーによるお渡しを含めお返しできかねます。

必要な方は予めコピーをしてください。

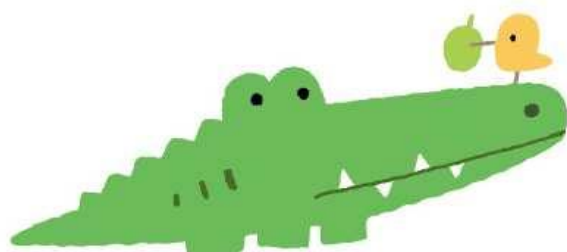
岐 南 町

目 次



1. 岐南町内で利用できる教育・保育施設	1 ページ
2. 子ども・子育て支援新制度 教育・保育給付支給認定について	1 ページ
3. 保育を必要とする事由について	2 ページ
4. 入園の選考について	2 ページ
5. 申込みの手続きについて	3 ページ
6. 申請から入園までの主な流れについて	3 ページ
7. 提出に必要な書類	4 ページ
8. 保育料について	5 ページ
9. 保育料の軽減について	7 ページ
10. 保育料の納付方法について	7 ページ
11. 保育料以外の費用負担について	8 ページ
12. 申込み後・入園後の各種手続きについて	9 ページ
13. 広域保育所について	10 ページ
14. 幼児教育・保育の無償化	10 ページ
15. その他の保育サービス	11 ページ
16. 入園申込書関係書類記入例	12 ページ
17. 岐南町保育園・認定こども園一覧表	17 ページ
18. (参考) 企業主導型保育施設一覧表	17 ページ
■ 町内保育施設の紹介	18 ページ

岐南町役場福祉部 子ども安心課



〒501-6197

岐南町八剣7丁目107番地

TEL (058) 247-1344

FAX (058) 247-1488

1. 岐南町内で利用できる教育・保育施設

区 分	特 徴
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。 保育要件を必要としない教育枠（１号）共働き等の保育要件を必要とする保育枠（２・３号）
保育園 小規模保育	共働きなどで、日ごろ家庭で保育ができない方が預ける児童福祉施設です。（２・３号）

2. 子ども・子育て支援新制度 教育・保育給付支給認定について

保育園・認定こども園・小規模保育施設の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定「教育・保育給付認定」を受けていただきます。

認定の種類と区分（お子さんの年齢と保育の必要性に応じて３種類の設定があります。）

設定区分	１号認定（教育認定）	２号認定（保育認定）	３号認定（保育認定）
対象年齢	３～５歳	３～５歳	０～２歳
利用施設	認定こども園	保育園、認定こども園	保育園、認定こども園、小規模保育施設
施設の 利用時間 区分	教育標準時間認定（４時間） ＋ 預かり保育（４時間）	保育標準時間（１日１１時間以内） ・就労（月１２０時間以上）、妊娠、出産など ※１８時を超える利用は延長料金が発生します。	
		保育短時間（１日８時間以内） ・就労（月６４時間以上１２０時間未満）、求職活動等 ※保育時間を超える利用は延長料金が発生します。	

<利用時間イメージ>

	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
1号認定 教育標準時間	教育標準時間（４時間）		預かり保育	預かり保育									
	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
2・3号認定 保育標準時間	保育時間										延長保育		
	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
2・3号認定 保育短時間	延長保育		保育時間								延長保育		

※ 預かり保育・延長保育は、保育料とは別に費用がかかります。

※ 保育時間・延長保育の時間は保育施設によって異なります。

3. 保育を必要とする事由について

保育園等の入園は、岐南町に住民登録があり、保護者が次の「保育を必要とする事由」いずれかに該当し、**お子さんの保育ができない場合**に入園を申し込むことができます。

認定事由		保育を必要とする事由
①	就 労	就労時間が月64時間以上の労働に従事している場合（※1）
②	妊娠・出産	出産予定月の前後各2ヶ月以内
③	疾病・障がい	保護者の疾病、負傷または心身の障がいのためその児童を保育できない場合
④	介護・看護	同居親族を常時介護、または看護している場合
⑤	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
⑥	求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（起業準備を含む）（※2）
⑦	就 学	学校に在学しているまたは職業訓練を受けている場合
⑧	虐待・DV	虐待やDVの被害を受けている（おそれがある）場合
⑨	育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している場合（3歳以上児のみ ※3）
⑩	そ の 他	上記に類する状態として町長が認めたとき

※1 3歳未満児（3号認定）月16日以上×1日4時間以上（かつ週4日以上）の就労条件を満たすことが必要です。

※2 入園後3ヶ月以内に就労証明書などの提出がない場合は退園になります。
（認定こども園に入園している3歳以上児は2号認定から1号認定に変更）

※3 育児休業中の場合は児童を家庭で保育することができるため、原則入園の対象にはなりません。ただし、3歳以上児に限り保護者が育児休業を取得することになった時に、既に保育園に入園していた子どもについては、次年度に小学校入学を控えるなど子どもの発達上環境の変化に配慮する必要がある場合や、保護者の健康状態など、児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続利用が可能となる場合があります。



4.入園の選考について

保護者の就労状況等や世帯の状況を総合的に判断し、保育の必要性の高いお子さんから入園を決定します。

入園が必要と認められる場合でも、保育施設の定員等の事情や健康診断の結果によっては、保育施設に入園できない場合があります。

優先度	保護者の状況（就労の場合）	就労日数・時間	世帯の状況
高	育児休業明けの常勤就労	多い・長い	ひとり親世帯
↑↓	常勤（フルタイム）就労 パートタイム就労		父母と児童のみの世帯
			同居または近隣に保育できる 親族がいる世帯
低	求職活動中	少ない・短い	

5. 申込み手続きについて

令和7年4月1日から入園を希望する方

- 受付期間 令和6年10月1日(火)～10月31日(木) ※土・日・祝日は除く
 - 受付場所 第1希望の保育施設 (申請用紙受取り、提出)
申込みの際は、必ず入園希望のお子さまと一緒にお願いします。
 - 必要なもの 児童の父、母、**65歳未満の同居(敷地内を含む)親族**それぞれの方について、
お子さんの保育を必要とする事由を証明する書類をご提出ください。
- ※65歳未満の同居の親族に関する書類が未提出(専業主婦等で保育が必要な事由に該当しないなども含む)場合は、利用調整の際に減点になります。

途中入園を希望する方(令和7年5月1日以降)

申請期間：入園希望月の前々月1日から末日(土日・祝日の場合はその前日)。
 岐南町役場 子ども安心課まで、お問い合わせの上、お申込みください。
 (例) 8月1日入園希望の場合 【申請期間】 6月1日～6月30日
 ※1号認定で認定こども園の入園を希望される方は、保育施設へお申し込みください。

6. 申請から入園までの主な流れについて(新年度)

【1号認定】認定こども園(教育利用)		
※入園の選考および契約は、保育施設が直接行います。		
10月1日～10月31日	利用申込・支給認定申請	申請書の受取り・提出は第一希望の保育施設で行います。
11月～1月上旬	選考(保育施設)	各保育施設で調整を行います。
1月下旬	支給認定・契約	町から「支給認定証」、施設から「内定通知書」が送付されます。
2月頃	健康診断	内定を受けた保育施設から直接連絡があります。
4月	利用開始	岐南町から、施設を通じて「通知書」等をお渡しします。

【2・3号認定】保育園・認定こども園・小規模保育施設(保育利用)		
※入園の利用調整は、町が行います。※保育園は町と契約し、認定こども園、小規模保育施設は直接保育施設と契約します。		
10月1日～10月31日	利用申込・支給認定申請	申請書の受取り・提出は第一希望の保育施設で行います。
11月～1月上旬	利用調整(町)	岐南町が保育の必要性の高い順に利用調整を行います。
1月下旬	支給認定・契約	町から、「支給認定証」と「内定通知書」を送付します。
2月頃	健康診断	内定を受けた保育施設から直接連絡があります。
4月	利用開始	岐南町から、施設を通じて「通知書」等をお渡しします。

※途中入園に関しては、入園希望月の前月20日前後に支給認定等を郵送します。
 ※入園できなかったときは、「保育施設保留通知書」にてお知らせします。

7.提出に必要な書類

対象者		提出及び添付が必要な書類等	
申込者全員		☐ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書 （児童1人につき1枚必要）※同居の家族状況を必ずご記入ください。 ☐ 個人番号（マイナンバー）申告書 ☐ 本人（申請する保護者）確認書類 添付用紙	
児童の保育が必要な状況を確認する書類	就労	外勤	☐ 就労証明書
		自営業	※自営業の方は営業していることが分かる書類を添付 （営業許可証、開業届、確定申告書）の写しを添付。
		内職	
	妊娠・出産		☐ 親子健康手帳の写し（表紙と出産予定日記載のページ）
	保護者の疾病・障がい		☐ 診断書 または 状況がわかる手帳の写し （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）
	親族の介護・看護		☐ 診断書 または 状況がわかる手帳の写し （介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）
	災害復旧		☐ 申立書 ☐ 罹災証明書など（被害状況を証明できる書類）
	求職活動		☐ ハローワークカードの写し等 及び 求職活動状況申告兼誓約書 ※入園後3ヶ月以内に就労証明書などの提出がない場合退園になります。 （認定こども園に入園している3歳以上児は2号認定から1号認定に変更）
	就学		☐ 在学証明書 または 学生証の写し ☐ 在学期間がわかるもの及び、授業のカリキュラムの写し
	虐待・DVのおそれ		☐ 申立書
	育児休業		☐ 就労証明書（育児休業期間の記入があるもの） ※育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
	その他		☐ 申立書など内容がわかる書類

※その他必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

※申請書等は、提出後にお返しすることができません。書類の控えが必要な方は、事前に写しをとり、提出してください。

■岐南町に転入予定がある場合

申請時現在、岐南町に住民登録がなくても、入園希望月の前月末日までに転入予定の方の場合、申込みを受付けます。転入のための誓約書の提出が必要になります。

■心身に障害や言葉の遅れ等があるお子さんの入園について

お子さんの発育発達の状態（集団に慣れて楽しく生活できるか、身辺自立など）を確認したうえで入園を決定します。お子さんの成長などについて心配がある場合は、申込み前にかかりつけ医療機関や利用中の施設等で、保育施設で集団生活が可能かどうか確認していただくとともに、お子さんと一緒に希望される保育施設へ見学に行きご相談してください。

8.保育料について

0歳から2歳（4月1日時点の年齢）の保育料は、入園する園の種別を問わず、町で決定します。

0歳から2歳の市町村民税非課税世帯と3歳から5歳までの子どもは無償化の対象となります。

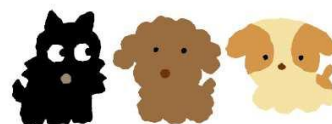
0歳から2歳の保育料は、原則として児童と世帯・生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により決定します。

父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母等と同居している方は、家計の主宰者（祖父母等）との合算となる場合があります。

市町村民税の額は、毎年6月に決定されるため、直近の所得状況を保育料に適切に反映させる観点から、年度の途中において保育料の変更を行います。

区分	判断資料
令和7年4月～令和7年8月分の保育料	令和6年度（令和5年中）の市町村民税の額
令和7年9月～令和8年8月分の保育料	令和7年度（令和6年中）の市町村民税の額

※3号認定のお子さんが、年度の途中で満3歳になり認定区分が2号認定になっても、その年度内の保育料の額は3号認定のまま変更はありません。
（令和7年4月1日における満年齢で決定します。）



（参考）保育園等利用者負担額（保育料）基準額表※（）内はひとり親世帯等の額

階層 区分	定義	保育料（月額）	
		保育標準時間（H）	保育短時間（T）
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	13,000 円 (6,000 円)	12,700 円 (5,800 円)
4	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満（77,101 円未満）	21,000 円 (6,000 円)	20,600 円 (5,800 円)
5	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	31,000 円	30,400 円
6	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	42,000 円	41,200 円
7	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	56,000 円	55,000 円
8	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	72,000 円	70,700 円

◎保育料算定資料

令和 年度 町民税・県民税・森林環境税課税明細

(所得金額)	総所得	営業等			雑損・医療費		(課税標準額)	総所得金額		
		農業業			社会保険料			分離譲渡所得金額	短期長期	
		不動産			小規模共済			株式等の譲渡所得金額		
		利子配当			生命保険料			分離配当所得金額		
		給与(所得金額調整控除後)			地震保険料			先物取引所得金額		
		雑(年金・業務・その他)			障害・寡・ひ・勤			山林・退職所得金額		
		総合譲渡・一時合計			配偶者・配偶者特別扶養等基礎所得控除合計					
	金額)	分離譲渡所得	短期長期		扶養該当	(税額の内訳)			町民税	県民税
		株式等の譲渡所得	一般上場		控老特同老そ同特他	① 税額控除前所得割額				
		分離配当所得			の特	② 調整・配当控除額等				
	先物取引所得			配配定老人他障障	③ 住宅借入金等特別税額控除額					
	山林・退職所得				④ 寄附金税額控除額等					
	繰越損失			本人該当	⑤ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額					
				未特他寡ひ勤労の学	⑥ 均等割額					
				成年障障婦親生	計(①-②-③-④-⑤+⑥)			㊦	㊧	
	(給与支払額)				住民税額(㊦+㊩)					
	(公的年金支払額)				森林環境税額					
					所得割より控除することができなかつた所得割又は、事業譲渡所得割額の控除額					

特別徴収

	町	税額控除前所得割額④					変更月
		税額控除額⑤					
		所得割額⑥					月
税		均等割額⑦					納付額
	県	税額控除前所得割額④				6月分	
		税額控除額⑤				7月分	
		所得割額⑥				8月分	
		均等割額⑦				9月分	
		森林環境税額⑧				10月分	
		特別徴収税額⑨				11月分	
		控除不足額⑩				12月分	
		既充当・既委託納付額⑪				1月分	
額		既納付額⑫				2月分	
		差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)				3月分	
		変更前税額⑬				4月分	
		増減額(⑨-⑬)				5月分	

令和 年度 給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		
受 給 者 番 号	氏 名	指 定 番 号
	様	
住 所		整 理 番 号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内（市長に対して審査請求をすることができない）の特例徴収税額の決定の取消しを求めるとする請求は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内（市長を被告として（町長に被告の代表者とみなす）提起することができない）提起することができません。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を後に提起しなければなりません。提起することとされていますが、①審査請求があった日から3か月が経過した後も裁決がないこと、②処分、処分、処分の執行又は、手続的な執行も生じする著しい損害を避けるため訴訟の必要があること、③その他裁決を軽ないことにつき、正当な理由があることは、裁決を執行しないも処分の取消しを提起することができません。

岐南町長

ここからゆっくりとはがしてください

問い合わせ先 岐南町役場税務課 電話(058)247-1397

所得課税証明書

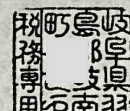
年税額 (注3)		令和 年度分 年税額の内訳					
125600 円		町	民	税	県	民	税
課 税 標 準 額	税 額 控 除 前 所 得 割 額	73320		税 額 控 除 前 所 得 割 額	48880 円		
総 所 得	1222000 円	税 額 控 除 等		1500 円	税 額 控 除 等		1000 円
	円	住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除		0 円	住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除		0 円
	円	寄 附 金 税 額 控 除 申 告 特 例 控 除		0 円	寄 附 金 税 額 控 除 申 告 特 例 控 除		0 円
	円	配 当 割 額・株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除		0 円	配 当 割 額・株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除		0 円
	円	均 等 割 額		3500 円	均 等 割 額		2500 円

*この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

岐阜県羽島郡岐南町長



9.保育料の軽減について

【兄弟姉妹で利用する場合】

小学校就学前のお子さんが2人以上おり、保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所・企業主導型保育施設等に同時入園している場合

(ただし、軽減を受ける子が、認可施設を利用する場合に限る。)

第1子：軽減なし 第2子：半額 第3子：無料

【適用例】

1番目の子	認可保育施設	企業主導型	企業主導型	企業主導型	企業主導型
2番目の子	認可保育施設 ⇒半額	認可保育施設 ⇒半額	企業主導型 ⇒対象外	認可保育施設 ⇒半額	企業主導型 ⇒対象外
3番目の子	認可保育施設 ⇒無償	認可保育施設 ⇒無償	認可保育施設 ⇒無償	企業主導型 ⇒対象外	企業主導型 ⇒対象外

※幼稚園、特別支援学校、児童発達支援施設等をご利用の方は、おたずねください。

【年収360万円未満相当の世帯】

(所得割にして57,700円未満、ひとり親の場合77,101円未満)

- ・同時入園でなくても、第2子は半額、第3子以降は0円
- ・ひとり親世帯等は第2子以降0円

※ひとり親世帯等：母子・父子家庭、同居で身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯
※該当する方の手帳のコピーを申請の時に一緒にご提出ください。

【第3子以降無料化】

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、第3子目以降の児童が入園しているときは、第3子目以降は0円となります。(申請が必要です。)

※延長保育料や給食費については軽減の対象となりません。

10.保育料の納付方法について

【保育園の場合】

原則口座振替でお願いしております。口座振替日は各月の月末です。ただし、12月は26日が口座振替日になります。(金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。)

口座振替を希望しない、または残高不足等で口座振替ができない場合は、毎月納付書を送付しますので、速やかに金融機関等の窓口で納付してください。

※口座振替日前には、必ず預金残高の確認をお願いします。保育料を滞納されますと、督促手数料が発生しますのでご注意ください。

【認定こども園・小規模保育施設の場合】

入園している保育施設に直接お支払いいただくことになります。支払い方法等は、各保育施設にお問い合わせください。

【保育園・認定こども園・小規模保育施設共通】

長期間欠席される場合、在籍中は、保育料を納めることになりますのでご注意ください。

1 1.保育料以外の費用負担について

保育施設への入園にあたり、保育料以外に保護者の方に負担いただく費用は、給食費（1号・2号認定児）、延長保育料、預かり保育料、園服代、用品代、写真代、遠足バス代などがあります。これらの費用は、入園先の保育施設に直接お支払いいただくことになります。詳細については、各保育施設にお問い合わせください。

- ※ 延長保育料：2・3号認定児童の内、延長保育を希望される場合にかかる費用
- ※ 預かり保育料：1号認定児童の内、預かり保育を希望される場合にかかる費用

【給食費（主食費・副食費）の支払いについて】

3号認定（0歳から2歳（4月1日時点の年齢）の保育認定）は、保育料に含まれるため、給食費の徴収はありません。

1号認定（教育認定）、2号認定（3歳から5歳（4月1日時点の年齢）の保育認定）の方はともに、保育施設に直接支払います。

ただし、副食費につきまして、下記の条件の世帯等を対象として免除とします。

【副食費の免除対象者】

<1号認定のお子さん>

- ・市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の全てのお子さん
- ・年少から小学校3年生までの範囲内にきょうだいが2人以上いる場合の、3子目以降のお子さん

<2号認定のお子さん>

- ・市町村民税所得割が57,700円（ひとり親等世帯の場合77,101円）未満の世帯）の全てのお子さん
- ・18歳未満のきょうだいが2人以上いる場合の、3子目以降のお子さん（別途申請書の記入が必要となる場合があります。申請書を記入していただく方には、健康診断時に配布をします。）

区分	判断資料
令和7年4月～令和7年8月分の保育料	令和6年度（令和5年中）の市町村民税の額
令和7年9月～令和8年8月分の保育料	令和7年度（令和6年中）の市町村民税の額

★対象者の決定は4月と9月の年2回行い、免除対象となった場合や免除対象外となった場合は通知いたします。



12.申込み後・入園後の各種手続きについて

申込み後

以下の理由で入園した場合は、入園後に証明書類の提出が必要です。

（妊娠・出産を理由として入園された場合は、入園期間にご注意ください。）

入園理由	提出が必要な書類など
求職活動をする	・ 3ヶ月以内に就労証明書をご提出ください。 ※入園後3ヶ月以内に就労証明書等の提出がない場合、退園になります。 （認定こども園に入園している3歳以上児は2号認定から1号認定に変更）
妊娠・出産	・ 出産予定月の前後各2ヶ月以内が入園期間です。 - 期間満了後も引き続き入園の必要がある場合は、その理由を証明する書類をご提出ください。提出がない場合、保育園は（小規模保育を含む）退園、認定こども園は、2号認定から1号認定に変更となります。 3歳未満児は、原則、退園となります。

入園後

入園後、家庭や就労状況等に変更があった場合は変更届の提出が必要です。

支給認定の変更や保育料等に影響することがありますので、原則として毎月15日までに各保育施設に提出してください。（期限を過ぎると変更は翌々月となります。）

変更の内容	必要書類
氏名、住所が変わったとき 世帯員の増減があったとき	変更届
勤務先、就労時間や日数が変わったとき	変更届と就労を証明する書類（就労証明等）
仕事を辞めるとき	変更届
妊娠が判明したとき	変更届と親子健康手帳の写し （表紙と出産予定日が記入してあるページ）
育児休業を取得、期間変更、復職	変更届と育児休業期間が記載された就労証明書
転園するとき	転園届
退園するとき	退園届

※上記の例以外にも、変更が生じた場合は、必要書類の提出が必要です。子ども安心課または各保育施設にお問い合わせください。

※支給認定証に記載されている内容に変更がある場合は、支給認定証も併せてご提出ください。



13. 広域入所について

岐南町に住民登録している方が、岐南町以外の保育施設へ入所する場合

【対象児童】

- ✓ 保護者のいずれかの勤務地が該当の市町にあり、勤務終了後、岐南町の保育施設等の保育時間内にお迎えに行くことができない、小学校就学前の保育の必要がある児童。
- ✓ 里帰り出産する場合で、保育の必要がある児童。
- ✓ 次年度に就学を控えており、子どもの環境の変化に配慮する必要がある児童。

※希望される方は、ご自身で該当市町村に空き状況及び入園が可能か事前のご確認をした上でご相談ください。なお、受入市町の受入基準などにより、希望に添えない場合があります。

14. 幼児教育・保育の無償化

利用施設	保育の必要性なし	保育の必要性あり	
	【1号】 満3～5歳	【2号】 3～5歳	【3号】 0～2歳
認可保育園（小規模含む）		無償	無償(非課税世帯)
認定こども園	【保育部分】 満3歳～無償 【預かり保育料】 対象外	【2号認定】 無償 【新2号認定】 【保育部分】 無償 【預かり保育料】 月額上限 11,300円 (日額 450円)	無償(非課税世帯)
幼稚園(新制度移行園)	【保育部分】 満3歳～無償 【預かり保育料】 対象外	【保育部分】 無償 【預かり保育料】 月額上限 11,300円 (日額 450円)	満3歳～(非課税世帯) 【保育部分】 無償 【預かり保育料】 月額上限 16,300円 (日額 450円)
幼稚園（新制度未移行幼稚園）	満3歳～ 【保育部分】 月額上限 25,700円 【預かり保育料】 対象外	【保育部分】 月額上限 25,700円 【預かり保育料】 月額上限 11,300円 (日額 450円)	満3歳～(非課税世帯) 【保育部分】 月額上限 25,700円 【預かり保育料】 月額上限 16,300円 (日額 450円)
企業主導型保育事業施設		所利用者負担額分相当まで無償	所利用者負担額分相当まで無償 (非課税世帯のみ)
認可外保育施設 一時預かり事業(一般型) 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業等		無償 月額上限 37,000円	無償(非課税世帯) 月額上限 42,000円

※食材料費、行事費等は無償化の対象外

15.その他の保育サービス

☆一時預かり

保護者の就労、通院や治療、看護、冠婚葬祭などの理由で家庭保育が困難な場合、一時的にお子さんをお預かりします。また、子育てのリフレッシュを図るときも利用できます。

《対象児童》	岐南町在住の概ね1歳～就学前の乳幼児	
《場 所》	岐南町内各保育施設（0歳児については要相談）	
《利用料金》	4時間まで/1,500円	8時間まで/3,000円



※利用日数は保育施設と相談。

※利用時間・施設により、給食やおやつの費用が別途かかることがあります。

※ご利用の際は、事前に直接各保育施設へお問い合わせください。

☆病児・病後児保育

病気または病気の回復期で、保育施設等で集団での保育が難しくかつ保護者の勤務の都合など、やむを得ない事情により家庭での保育ができない児童をお預かりします。

（休園日を除いて連続5日まで）

《対象児童》	小学校3年生までの児童	
《利用料金》	5時間未満/1,500円	5時間以上/3,000円
	昼食費(希望者のみ) 300円	
《場 所》	岐南さくら保育園	
《定 員》	1日 3名（感染症の児童がいる場合は1名）	



※ご利用の際は、事前登録が必要です。

※利用時間などは、岐南さくら保育園までお問合せください。

☆はしま広域ファミリー・サポート・センター

育児の支援を受けたい「依頼会員」が、育児の支援をしたい「提供会員」のサポートを得て、安心して子育てができるよう地域ぐるみで支援する会員制の事業です。

《支援の内容》・保育施設等の保育開始前及び終了後のお子さんの預かり
・急な残業、冠婚葬祭、通院などの時のお子さんの預かりや送迎 等
詳しくは岐南町ホームページ『ぎなんねっと』をご覧ください。

<http://www.town.ginan.lg.jp/> メニュー → 「子育て」 → 一時的な保育サービス

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書 兼保育所等利用申込書

世帯主氏名

令和 6年 10月 14日

保護者氏名

岐南 太郎

岐南町長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保

「有」に該当する方は、手帳のコピーを添付してください。

申請に係る 小学校就学前 児童	(ふりがな) 氏 名 (ぎなん じろう) 岐南 二郎	生年月日 令和3年 5月 5日	性別 (男)・女	障害者手帳 の有無 有・(無)
保護者 住所・連絡先	(住所) 岐南町八剣7-107 〒501-0000 令和6年1月1日現在の住所 ☒ 岐南町内・ ☐ 岐南町外 (連絡先) 090-0000-0000 (父) 247-0000 (自宅) 080-0000-0000 (母)			
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の 有無 (※)	(有) 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する。 無 幼稚園等 保育を必要とする理由に該当しない場合は、無に○を付けてください。 (認定こども園で1号認定を利用する場合は無に○)			

(※)

- ・「保育所等」とは、保育園、幼稚園（保育園部分）、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、幼児園（幼稚園部分）、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要な事項を記入して下さい。

①世帯の状況（申請に係る児童を除く、すべての同居者を記入してください。）

区分	(ふりがな) 氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	職業又は 学校名等	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	備考
児童の世帯員	(ぎなん たらう) 岐南 太郎	父	S60年 7月 1日	(男)・女	会社員 〇〇会社(株)	(有)・無	同居
	(はなこ) 花子	母	S60年 3月 3日	男・(女)	パート (有)△△	有・(無)	同居
	(いちろう) 一郎	兄	H25年 8月 1日	(男)・女	岐南町立北小学校	有・無	
	(なみお) 波男	祖父	S29年 9月 5日	(男)・女	農業	有・(無)	別居
	(はまこ) 浜子	祖母	S34年 7月 7日	男・(女)	パート (株)××商事	有・(無)	別居

祖父母等の親族(世帯分離であっても同敷地内を含む)を記入してください。

生活保護の適用の有無 ☒適用無し ☐適用有り

例 0歳児：R7.4.1～R10.3.31
1歳児：R7.4.1～R9.3.31
2歳児：R7.4.1～R8.3.31
3歳児：R7.4.1～R10.3.31
4歳児：R7.4.1～R9.3.31
5歳児：R7.4.1～R8.3.31

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	令和 7年 4月 1日から 令和 ●年 3月 31日まで	
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	
	第1希望 ○○○○○園 (希望理由) ☐ 自宅付近 ☒ 兄弟入園 ☐ その他 ()	*事業所番号
	第2希望 △△△△△園 (希望理由) ☒ 自宅付近 ☐ 兄弟入園 ☐ その他 ()	
	第3希望 □□□□□園 (希望理由) ☐ 自宅付近 ☐ 兄弟入園 ☐ その他 ()	
	第4希望 ○△○ (希望理由) ☐ 自宅付近 ☐ 兄弟入園 ☐ その他 ()	

第4希望まで記載してください。

第1希望のみなど、希望園のみを指定して提出することもできますが、その場合は、希望園の中で利用調整をし定員を超えた場合は施設利用保留通知を送付します。

- 提出書類は受理後、コピーによるお渡しを
- 「記入上の注意」をよく読んでから
- 字ははっきりと書いて下さい。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において記入して下さい。

該当するものにチェックを付けてください。
具体的な状況を必ず記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	☒ 就労 (☒ 居宅外労働、 ☐ 居宅内労働) ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 () (具体的な状況 (勤務先住所、通勤所要時間・疾病の状況など)) (勤務先住所)八剣・・・ (通勤所要時間)片道10分	
	母	☒ 就労 (☒ 居宅外労働、 ☐ 居宅内労働) ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 () (具体的な状況 (勤務先住所、通勤所要時間・疾病の状況など)) (勤務先住所)岐阜市・・・ (通勤所要時間)片道20分	
家庭の状況	☐ ひとり親家庭 ・ ☒ 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月 曜日 から 金 曜日まで		8 : 30 から 18 : 00 まで
	保育の必要量に応じた区分		
	☒ 保育標準時間利用 (1日11時間まで) ・ ☐ 保育短時間利用 (1日8時間まで) ※保育標準時間、保育短時間ともに延長保育を利用することが可能です。		

④教育・保育給付認定申請に当たっての署名欄

1. 岐南町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報 (同一世帯者を含む) 及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することがあります。

2. 次年度に利用開始を希望する場合は、教育・保育給付認定事務が集中し審査等に日時を要するため、利用開始年度の前年度3月までに教育・保育給付認定を行います。

以上のことに同意します。

保護者氏名

岐南 太郎

世帯主氏名

※表面と同じ方

*岐南町記載欄

※提出書類は受理後、コピーによるお渡しを含め、お返しできません。
必要な方は予めコピーをしてください。

記入不要

(裏面)

就労証明書

岐南町長

宛

就労先で記入を
お願いします。
No.1～No.18

保護者が記入
をお願いします。
No.19

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—	—		
担当者名				
記載者連絡先	—	—		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																																			
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																																			
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日																																																																																			
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																			
4	本人就労先事業所	名称 住所																																																																																			
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																																			
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間</td><td>時間</td><td>分 (うち休憩時間)</td><td>分</td></tr> <tr> <td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="8">一月当たりの就労日数</td><td>月間</td><td>日</td><td colspan="3">一週当たりの就労日数</td><td>週間</td><td>日</td></tr> <tr> <td colspan="8">平日</td><td>時</td><td>分</td><td>～</td><td>時</td><td>分 (うち休憩時間)</td><td>分</td></tr> <tr> <td colspan="8">土曜</td><td>時</td><td>分</td><td>～</td><td>時</td><td>分 (うち休憩時間)</td><td>分</td></tr> <tr> <td colspan="8">日祝</td><td>時</td><td>分</td><td>～</td><td>時</td><td>分 (うち休憩時間)</td><td>分</td></tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間)	分	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐						一月当たりの就労日数								月間	日	一週当たりの就労日数			週間	日	平日								時	分	～	時	分 (うち休憩時間)	分	土曜								時	分	～	時	分 (うち休憩時間)	分	日祝								時	分	～	時	分 (うち休憩時間)	分
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間)	分																																																																									
☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																																																																														
一月当たりの就労日数								月間	日	一週当たりの就労日数			週間	日																																																																							
平日								時	分	～	時	分 (うち休憩時間)	分																																																																								
土曜								時	分	～	時	分 (うち休憩時間)	分																																																																								
日祝								時	分	～	時	分 (うち休憩時間)	分																																																																								
	就労時間 (変則就労の場合)	<table> <tr> <td>合計時間</td><td>☐ 月間</td><td>☐ 週間</td><td>時間</td><td>分 (うち休憩時間)</td><td>分</td></tr> <tr> <td>就労日数</td><td>☐ 月間</td><td>☐ 週間</td><td>日</td><td colspan="2"></td></tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td><td>時</td><td>分</td><td>～</td><td>時</td><td>分 (うち休憩時間)</td><td>分</td></tr> </table>	合計時間	☐ 月間	☐ 週間	時間	分 (うち休憩時間)	分	就労日数	☐ 月間	☐ 週間	日			主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	～	時	分 (うち休憩時間)	分																																																																
合計時間	☐ 月間	☐ 週間	時間	分 (うち休憩時間)	分																																																																																
就労日数	☐ 月間	☐ 週間	日																																																																																		
主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	～	時	分 (うち休憩時間)	分																																																																															
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table> <tr> <td>年月</td><td>年</td><td>月</td><td>年月</td><td>年</td><td>月</td><td>年月</td><td>年</td><td>月</td></tr> <tr> <td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td><td>時間/月</td><td>日/月</td></tr> </table>	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月																																																																	
年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月																																																																													
日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月																																																																													
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																			
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																			
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																			
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																																																																																			
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 <table> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>時</td> <td>分 (うち休憩時間)</td> <td>分</td> </tr> </table>	主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	～	時	分 (うち休憩時間)	分																																																																												
主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	～	時	分 (うち休憩時間)	分																																																																															
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																																																																																			
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																																																			
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																			
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																			
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ～ 年 月 日																																																																																			
18	備考欄																																																																																				
19	保護者記載欄	<table> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td rowspan="2">☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)		年 月 日																																																															
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																		
	年 月 日																																																																																				
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																		
	年 月 日																																																																																				
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																		
	年 月 日																																																																																				

個人番号（マイナンバー）申告書

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定の必要書類として個人番号を下記のとおり申告します。

令和 6年 10月 14日

（住民票上の世帯分離や市内外別居などの家族がある場合も記入してください。）

	続柄	氏 名・生 年 月 日 個人番号（マイナンバー）												
利用児童の世帯員	入所児童本人	岐南 二郎 R3年 5月 5日												
	12桁	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td> </tr> </table>	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1		
	保護者父	岐南 太郎 S60年 7月 1日												
	12桁	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2		
	保護者母	岐南 花子 S60年 3月 3日												
	12桁	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td> </tr> </table>	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3		
	兄	岐南 一郎 H25年 8月 1日												
	12桁	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td> </tr> </table>	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4
	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4		
祖父	岐南 波男 S29年 9月 5日													
12桁	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td> </tr> </table>	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	
4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5			
祖母	岐南 浜子 S34年 7月 7日													
12桁	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> </tr> </table>	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	
5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6			
		年 月 日												
12桁														

申告に当たっての署名欄

マイナンバー法の施行に伴い個人番号（マイナンバー）の申告について、記載漏れ等があった場合には、住民基本台帳ネットワークから個人番号（マイナンバー）の確認について了承します。

申告者氏名 申請書の保護者と同一

岐南 太郎

児童氏名

岐南 二郎

児童の生年月日

R3年 5月 5日

●個人番号（マイナンバー）の利用目的について

提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付に関する事務であって法令で定めるものに必要な目的の範囲で取り扱います。

提出を受けた個人番号は、町において厳重に保管・管理いたします。

申請する保護者のものを添付してください。

本人確認書類（写）添付用紙

（１）個人番号確認資料及び（２）身分確認資料は、どちらも添付してください。
保護者のもの（この記入例では、岐南太郎さんのもの）が必要となります。

名

岐南 太郎

（１）個人番号確認資料

※この枠内に、個人番号確認資料の写しを貼り付けてください。

貼る個人番号確認資料
☐ マイナンバーカード
☐ 通知カード（番号がわかる面）
※令和２年５月２５日以降に住居変更した方
☐ 個人番号が記載された住民票の写し



（２）身分確認資料

※この枠内に、身分確認資料の写しを貼り付けてください。

貼る身分確認資料	
顔写真付き身分証明書（以下の場合１点で可） （写真と氏名・生年月日がわかる面のコピー）	身分証明書（以下の場合２点必要） （公的証明印と氏名・生年月日がわかる面のコピー）
☐ マイナンバーカード（表面）	☐ 各種健康保険証
☐ 運転免許証	
☐ パスポート	
☐ 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳	
☐ 在留カードまたは特別永住者証明書	
☐ その他官公署等発行の身分証明書（顔写真あり） ①氏名②生年月日または住所 の記載がわかる面	



岐南町保育園・認定こども園一覧表

※4月1日時点で0歳の場合、本年度の学年は0歳児クラスとなります。

【保育園（私立）】

施設名	所在地	電話番号 (市外局番058)	定員 (予定)	クラス年齢 (予定)	特別保育		
					延長 保育	一時 預かり	障害児 保育
岐南さくら保育園	みやまち4-96	271-4424	130	0～2歳児	○	○	○
うれしの東保育園	伏屋1-39	247-7233	170	0～5歳児 (満1歳～)	○	○	○

【認定こども園（私立）】

岐南さくら南認定こども園 (幼保連携型)	徳田6-15	272-3612	200	1～5歳 未満児の募集は 4月からを予定。	○	○	○
岐南さくら認定こども園 けやきの杜(幼保連携型)	八剣1-105	247-6392	190	1～5歳児	○	○	○
うれしの認定こども園 (保育所型)	平島8-53	245-9962	170	1～5歳児	○	○	○

【小規模保育施設（私立）】

りんご保育園ぎなん	伏屋3-238-1	337-2567	12	0～2歳児 (概ね57日目～)	○	—	○
よつば保育園ぎなん	三宅5-341	213-2381	19	0～2歳児 (概ね57日目～)	○	—	○

※延長保育の時間については、次頁「保育施設の紹介」でご確認ください。

(参考) 企業主導型保育施設一覧表

施設名	所在地	電話番号 (市外局番058)	定員	クラス年齢	開園日・時間
キッズガーデン どんぐりの木	八剣2-19	201-2115	19 (うち地域枠9)	6ヶ月～5歳児	月曜～土曜・祝祭日 8:00～19:00
ぐるんぱルーム	伏屋8-45-1	201-2530	19 (うち地域枠9)	0～2歳児 (満1歳～)	平日 7:30～18:30 土曜 8:30～16:30

※詳細は各施設にお問い合わせください。